

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援教育就学奨励費の支給事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県教育委員会

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費の支給事務
②事務の概要	・特別支援学校への就学奨励に関する法律により、特別支援学校の児童等の就学のために、特別支援教育就学奨励費を支給する事務である。 ・児童等の保護者等の属する世帯の収入の額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等を照会して支給区分の判定を行っている。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、就学奨励費システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の38の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜県教育委員会 特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県教育委員会特別支援教育課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-8751
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各学校から教育委員会事務局担当課へ個人番号が記載された文書を提出する際は、必ず持参するか簡易書留にて発送しており、書類が紛失することがないように管理を行っている。 また、個人情報の宛名登録について、複数人で確認し、紐づけ誤りが発生しないよう留意している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔3〕権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

各種業務システムにおいて、指紋認証及びパスワード認証によるアクセス権の制御を行っており、限られた事務担当者しかシステムへアクセスできないようになっている。
また、アクセス権については年度ごとに登録をしており、前年度の担当者等がアクセスできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 出口和宏	特別支援教育課長 林 雅浩	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成28年10月31日	「II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成28年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年10月31日	「II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年10月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年10月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月1日時点	平成30年9月21日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
平成30年10月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月1日時点	平成30年9月21日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年9月21日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年9月21日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和1年5月21日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年6月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和2年6月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和3年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和3年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条各号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項及び87の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の36の項及び112の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和4年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和6年1月26日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条各号	番号法第9条第1項 別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条各号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	様式	平成31年1月 様式2	令和6年10月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の26の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条各号	番号法第9条第1項 別表の38の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の36の項及び112の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ソ及び同条第2号から第5号まで、第44条第1号ソ及び第2号から第5号まで 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の48の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第23条各号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年10月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年10月1日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。
令和7年3月21日	Ⅳ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたるため。